

令和2年度滋賀県地域エネルギー活動支援事業補助金

申請の手引き

1 趣旨

『しがエネルギービジョン』（平成28年3月策定）に掲げる「新しいエネルギー社会」の実現に向けて、エネルギー自治の推進やエネルギー分野からの地域活性化を図るための地域団体等による主体的な活動を支援するため、その活動経費を補助金として交付します。

2 補助事業者

特定非営利活動団体、公益法人等の民間非営利活動団体（自治会を除く。以下「団体等」という。）であり、次のいずれにも該当するものとします。

- (1) 滋賀県内に所在地または活動の拠点を有すること。
- (2) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
- (3) 会計経理体制が明確になっていること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- (5) 補助事業者の代表もしくは役員等が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自らの団体もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - キ イからカまでに掲げる者がその運営に実質的に関与している者

3 補助の対象となる事業

上記の趣旨に沿ったものかつ、次のいずれにも該当する活動とします。

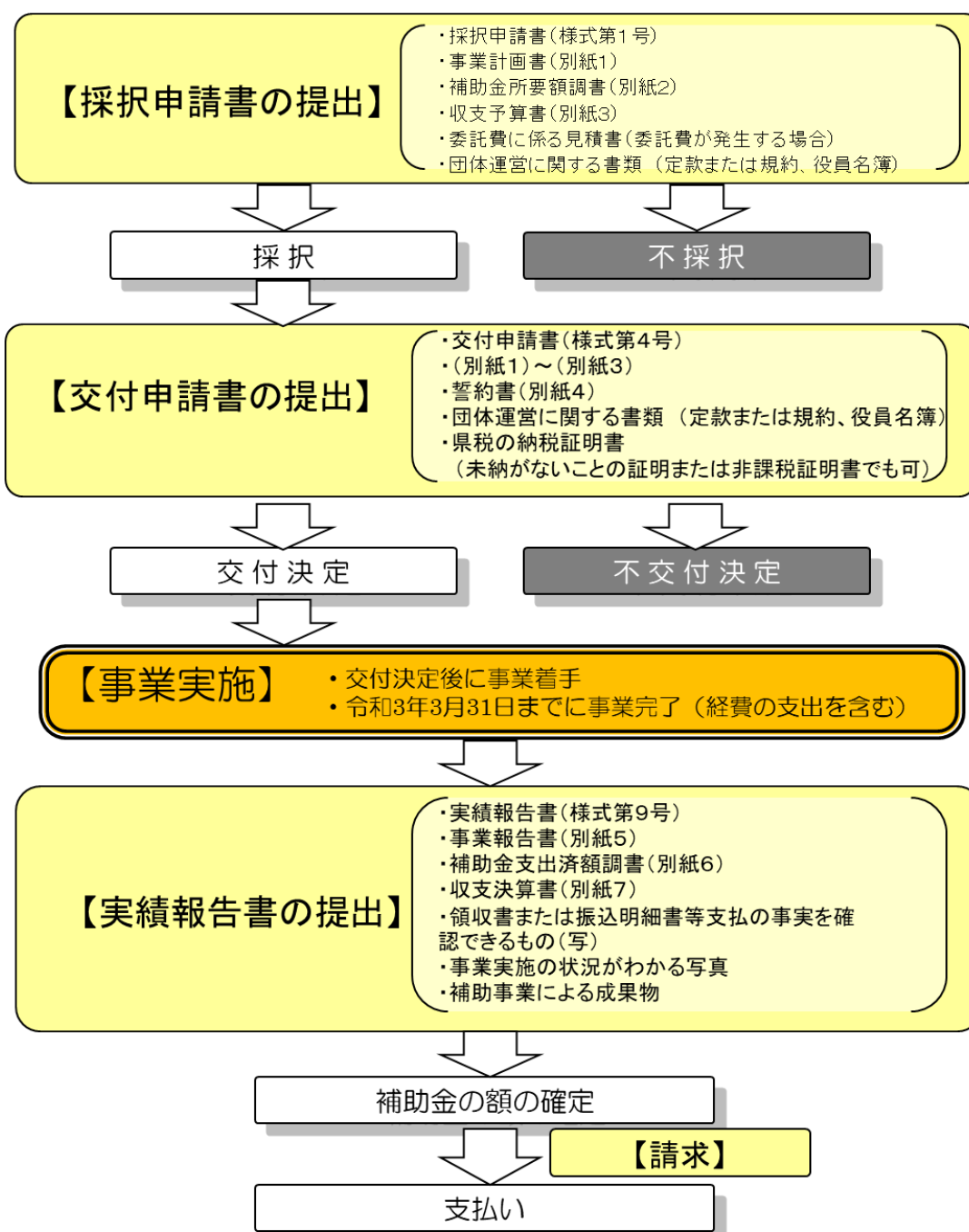
- (1) 滋賀県内で行う事業であること。
- (2) 実施する事業の効果が県全域または広域に及ぶ事業であること。
- (3) 事業に直接要する経費が100千円以上の事業であること。
 - ※ 1団体等あたり年度内に申請は1件限りとします。
 - ※ 同一事業を実施する場合の申請は、2箇年を限度とします。

※ 交付決定の日から令和3年3月31日までに実施してください。

※ 次の事業は補助の対象としません。

- ・ 専ら営利を目的とするもの。
- ・ 特定の団体の宣伝を目的とするもの。
- ・ 政治的、宗教的な宣伝意図を持つもの。
- ・ 国、県、市町その他の団体から補助金等を受けているもの(予定含む)。ただし、補助対象部分が明確に区分できる場合には補助の対象となる場合があります。

4 申請の流れ



5 補助対象経費

補助対象事業を行うために直接必要な経費のうち、下表に掲げる経費が対象となります。

賃金	事業実施に必要な臨時アルバイト等の賃金
謝礼	外部専門家等に対する謝礼
旅費	外部専門家等に対する旅費
食糧費	外部専門家等に対する飲み物代（アルコール類は除く）
消耗品費	事業実施に必要な事務用品、啓発資材等の購入費
印刷製本費	チラシ、冊子、報告書等の作成費等
委託料	簡易な調査等（ただし、事業全体経費の1/2を超えないこと）
通信運搬費	事業実施に必要な郵送料、運搬費等
使用料・賃借料	事業実施に必要な会場使用料・器具の使用等にかかる経費等
保険料	事業実施に必要な保険料
その他知事が必要と認める経費	

◆留意事項◆

《補助対象経費にならないもの》

- ・ 補助事業者の職員（事業実施に必要な臨時アルバイト等を除く。）や個人などに対する謝金、旅費および食糧費
- ・ 事務所の賃借料など経常的運営に要する経費
- ・ 備品購入費や設備設置費
- ・ 振込等に係る手数料等
- ・ その他、補助事業を行うために直接必要と認められない経費

※事業を実施するための事前勉強会等の開催も補助対象とすることができますが、事業を実施するために必要なものに限定することとし、単に職員のスキルアップを目的とするものは補助対象外として認められない場合があります。

《消耗品について》

- ・ 1品目あたりの取得原価（単価）が税込みで3万円未満であることとします。ただし、単価が3万円未満であっても、組み立てるなどして3万円以上の価値となるものは対象外です。

《謝礼について》

- ・ 団体における謝礼金額の規定がない場合は、県の規定に準ずるか、金額の算定根拠となるものを示してください。根拠が明確でない場合、補助対象経費として認められないことがあります。

《補助金の併用について》

- ・ 同一の活動に対し、他の補助金等と重複して補助金を受けることはできません。ただし、他の補助金等を受けている活動が、他の補助金等を受けていない活動と明確に区分できる場合は、この限りではありません。

《その他》

- ・領収書等、支払を証明する書類のないものは、補助の対象になりません。
- ・補助金の支払は、補助対象活動終了後の精算払いとなります。なお、補助金の交付決定後に支出を行った活動経費のうち、令和3年3月31日までに支払が済んでいる活動経費を補助対象とし、未払の活動経費については補助対象となりません。
- ・消費税も補助対象経費となりますが、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該仕入控除税額の全額または一部の返還が生じますので、額の確定に伴う報告書（様式第13号）によりすみやかに報告してください。

6 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の合計額から寄付金その他参加料等の収入額を控除した額以内とし、補助限度額は、40万円とします。（千円未満切り捨て）

7 事業採択申請書の提出

本補助金の交付を希望される事業者は、あらかじめ採択申請書（様式第1号）とともに以下の添付書類を提出してください。（正本1部）

① 事業計画書（別紙1）

必要に応じて、団体等の概要や活動内容等がわかる資料、事業計画の詳細を説明するために必要な書類等を添付願います。

② 補助金所要額調書（別紙2）

③ 収支予算書（別紙3）

補助金所要額や収支予算の詳細を説明するために必要な経費の見積書を添付願います。

④ 団体運営に関する書類（定款または規約、役員名簿）

※その他必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

事業採択申請の受付期間は、令和2年10月8日(木)～令和2年12月25日(金)17時までです。募集期間中は随時受け付けることとし、受付順に審査および採択を行う予定です。ただし、募集期間中であっても採択申請額が予算額に達した時点で募集を締め切りますので、なるべく早い時期にご相談ください。

◆留意事項◆

- ・採択申請書の提出は、事前に日時をご連絡の上、当課までお持ち込みください。（新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当面の間は郵送での提出を受け付けます。）
- ・受付時にヒアリングを行い、受付順に審査の上、採否の結果を通知します。
- ・審査結果および予算の都合上、採択とならない場合や補助額が申請どおりにならない場合があります。

《採択の判断基準》

次に掲げる観点で審査を行い、同一募集期間内に複数の申請があった場合は、事業効果が大きいと判断されるものを優先的に採択します。

- ① 『しがエネルギービジョン』(平成28年3月策定)に掲げる施策に資する事業であること。
- ② エネルギー自治の推進やエネルギー分野からの地域活性化が図られる事業計画であること。
- ③ 他の団体等の自主的な地域エネルギー活動につながる波及効果が期待されること。
- ④ 活動に新規性・創意性があること。
- ⑤ 新しいエネルギー社会づくりの取組として継続性・発展性が期待されること。
- ⑥ 事業を適切かつ確実に実施できる人員体制、経理体制が確保されていること。

・過去2箇年に渡って同一事業を実施済みの場合、それらと同一事業でないことが事業計画書において客観的に認められることが必要です。

8 交付申請

事業採択の通知を受けて、交付申請書（様式第4号）に以下の書類を添付して提出してください（正本1部）。提出期限は、採択の結果通知時にお知らせします。

①事業計画書（別紙1）

必要に応じて、団体等の概要や活動内容等がわかる資料、事業計画の詳細を説明するために必要な書類等を添付願います。

② 補助金所要額調書（別紙2）

③ 収支予算書（別紙3）

補助金所要額や収支予算の詳細を説明するために必要な経費の見積書を添付願います。

④ 誓約書（別紙4）

⑤ 団体運営に関する書類（定款または規約、役員名簿）

⑥ 県税の納税証明書（未納がないことの証明または非課税証明書でも可）

※その他必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

◆ 留意事項

・7の事業採択申請時に提出した内容から変更がある場合は、上記のほか変更内容を説明する書類を添付してください。なお、軽微な変更以外は認められません。

・①～③の書類については、7の事業採択申請時に提出した内容から変更がない場合は、交付申請書への添付を省略することができます。

9 交付決定後の申請事項等の変更

(1) 事業計画の変更

事業計画書の内容に、次のいずれかの変更をしようとする場合は、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第7号）を提出し、承認を受けてください。

- ① 補助対象経費の総額の20%以上の変更（増額は不可）
 - ② 事業の実施場所の変更
 - ③ その他の計画内容の大幅な変更
- (2) 事業の中止（廃止）

事業を中止もしくは廃止しようとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を提出し、承認を受けてください。

10 実績報告

補助事業が完了（事業費の支出も含む）したときは、事業が完了した日から起算して30日以内または令和3年4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）に以下の書類を添付して提出してください。（正本1部）

- ① 事業報告書（別紙5）
 - ② 補助金支出済額調書（別紙6）
 - ③ 収支決算書（別紙7）
委託事業等を実施した場合は、契約書および請求書の写しを添付してください。
 - ④ 領収書または振込明細書等支払の事実を確認できるもの（写）
 - ⑤ 事業実施の状況がわかる写真
 - ⑥ 補助事業による成果物（調査結果報告書、アンケート集計結果、チラシ、パンフレット等）
- ※その他必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

11 交付決定の取消し

補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為等があったときは、交付の決定を取り消すことがあります。

12 事業内容等の公表

補助事業内容や効果等について、HP等で公表をすることがあります。

応募・問い合わせ先

滋賀県総合企画部エネルギー政策課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1

電話: 077-528-3091（ダイヤルイン）

FAX : 077-528-4808

E-mail : ene@pref.shiga.lg.jp